

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.2
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 濃川 耕平
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所
【報告義務発生日】	令和3年3月26日
【提出日】	令和3年4月1日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと及び保有する株券等の内訳の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	アンジェス株式会社
証券コード	4563
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所マザーズ市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	キャンター フィッツジェラルド アンド コー（Cantor Fitzgerald & Co.）
住所又は本店所在地	米国 10022 ニューヨーク州、ニューヨーク、イースト59番ストリート 110（110 East 59th Street, New York, NY USA 10022）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成4年9月25日
代表者氏名	マーク・カブラン
代表者役職	グローバル・チーフ・オペレーティング・オフィサー
事業内容	証券業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 高木 拓実
電話番号	03-6250-6200

（2）【保有目的】

純投資

（3）【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A 13,366,700	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 13,366,700	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 13,366,700		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U 13,366,700		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年3月26日現在）	V 139,694,700
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	8.73
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	11.43

（注）発行済株式等総数は、前回報告書の報告義務発生日以降、提出者の令和3年3月26日の新株予約権の行使により4,133,300株増加して、上記のとおり139,694,700株となっております。

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年3月24日	新株予約権証券 （第41回）	20,000,000	13.07	市場外	取得	4.91
令和3年3月25日	新株予約権証券 （第41回）	2,500,000	1.63	市場外	処分	新株予約権 の行使

令和3年3月25日	株券（普通株式）	2,500,000	1.63	市場外	取得	841（新株予約権の行使による取得）
令和3年3月25日	株券（普通株式）	2,500,000	1.63	市場外	処分	845.91
令和3年3月26日	新株予約権証券（第41回）	4,133,300	2.70	市場外	処分	新株予約権の行使
令和3年3月26日	株券（普通株式）	4,133,300	2.70	市場外	取得	841（新株予約権の行使による取得）
令和3年3月26日	株券（普通株式）	4,133,300	2.70	市場外	処分	845.91

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行者と提出者は令和3年3月24日付の第41回新株予約権の第三者割当に関して、割当契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、第41回新株予約権の行使により交付される発行者の普通株式を長期保有の意向を有する海外機関投資家（その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家をいう。）に対して売却していく意向である。 第41回新株予約権の譲渡（但し、Cantor Fitzgerald Europeに対し、発行者に事前に書面により通知し、提出者の合理的な費用負担にて譲渡する場合を除く。）の際に発行者の取締役会の承認が必要である。 発行者は、所定の手続に従い通知を行うことにより、いつでも提出者による第41回新株予約権の行使を停止することができる（但し、提出者又はその関係会社が発行者普通株式の売却につき既に売却先との間で約定している場合の当該発行者普通株式に対応する第41回新株予約権の行使を除く。）。
--

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	65,630
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	65,630

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地